**長野県告示第305号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

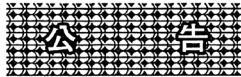
令和5年5月29日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所  
上伊那郡中川村葛島2680の1・2680の6・2680の7・大草6682の6（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**公告**

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年5月29日

長野県知事 阿部 守一

- 落札に係る物品等及び数量  
電子複写機58台（附属機器及び消耗品を含む。）
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県総務部財産活用課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日  
令和5年4月3日
- 落札者の名称及び所在地  
(1) 名称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 長野支社  
(2) 所在地 長野市鶴賀七瀬中町161番地1
- 落札金額  
(1) 白黒複写料単価 0.65円  
(2) カラー複写料単価 5.40円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告を行った日  
令和5年2月20日

財産活用課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年5月29日

長野県知事 阿部 守一